

被災した住宅の浄化槽入れ替えに補助金が出ます

東日本大震災で、住宅に設置された単独処理浄化槽または合併処理浄化槽が破損し、新しく合併処理浄化槽を入れ替える人に、補助金が出ます。「すでに入れ替えを行った」「現在工事を行っている」という場合も補助対象となります。

対象地域／市内全域

※下水道認可区域、農業集落排水区域、放流先のない場所（蒸気拡散装置設置の場合は可）を除く。

対象合併処理浄化槽／通常・高度型のいずれも処理対象が50人以下の物。ただし、黒部川流域に該当する地域は高度型のみ。

※処理機能によっては、対象外になる合併処理浄化槽があります。

補助限度額／申請1件当たり300,000円以内

〈注意事項〉

- 「り災証明書」など、被害を受けたことを証明する書類が必要です。
- 工事を年度内に完了させ、実績報告書を提出する必要があります。
- 予算の範囲内での補助です。

問い合わせ先

環境課環境美化班（☎62-5329）

婚活イベント参加者募集！

「占いDEプチパーティ」

楽しいひとときを過ごしませんか。占いの結果次第では、いいこともあるかも？

日時／9月10日（土） 午後2時～

場所／市内

参加資格／男性：独身で市内在住の人 女性：独身の人（市外も可）

募集人員／男女各5人

参加費／男女共に1,500円

締め切り／8月25日（木）

申し込み方法／締切日までにメールまたは電話で、住所、氏名、電話番号、生年月日を知らせてください。定員を超えた場合は抽選となります。

申し込み・問い合わせ先

旭市出会いコンシェルジュ事務局（市民生活課市民生活支援班・☎62-5396）
✉deai-con@city.asahi.chiba.jp

※内容などが変更になる場合があります。最新の情報は、ホームページ（<http://www.asahishi-dc.com/>）で確認してください。



消費生活センター

ほんと通信

Vol.5

電話勧誘のトラブル

昨年度、消費生活相談窓口には178件の相談が寄せられました。この中で、電話勧誘がトラブルのきっかけとなったケースが、24件ありました。

業者が突然、一方的にかけてくる電話は、消費者にとって不意打ちであり、セールスが目的か判断できないこともあります。かかってくれば出ないわけにはいきません。強引な勧誘は断りにくく、証拠を残すことも難しいため、後でトラブルになりやすいという特徴があります。

■事例

- 職場にかかってくるマンション購入の電話を断り切れず、明日業者と会う約束をしてしまった。どうしたらよいか。
- 未公開株や有価証券を買い取るという電話をたびたび受け、困惑している。
- 商品先物取引業者から「今が買い時」と強引に勧誘された。翌日取り消しの連絡をしたが、断られた。
- 「光熱費が安くなる方法がある」という電話があった。自宅に説明に行くと言われたが、迷惑である。

■アドバイス

①迷惑勧誘には「興味ありません」「要りません」とはっきり伝える

しつこい勧誘をする業者に直接会って断ることは、電話で断るよりも難しいと思ってください。電話では会話を長引かせず、断りの言葉をはっきり伝え、すぐに電話を切りましょう。

特定商取引法では、断っている消費者に再度勧誘することを禁止しています。マンション購入の勧誘を規制する宅地建物取引業法では、長時間の勧誘で消費者を困惑させてはならないと定めています。

②うま過ぎるもうけ話はきっぱり断る

「新たに未公開株を買えば後で買い取る」「過去に購入した株を買い取って被害を回復する」などと言われても、買い取りが実行されることはまずありません。

過去に投資トラブルに遭った消費者を、再度勧誘するケースがあります。取引経験のある人は注意してください。

③重要なことは書面で確認

電話勧誘ではトラブルになると「言った」「言わない」の水掛け論になってしまうことがあります。勧誘を受けた日、断った日、説明を受けた内容、担当者名などを記録しておきましょう。業者の説明だけを信用せず、契約条件など重要なことは、必ず書面で確認しましょう。

岡崎市消費生活センター（☎63-7272）・相談直通電話（☎62-8019）